

情報法制研究所

『情報法制レポート』創刊記念セミナー

開催報告

一般財団法人情報法制研究所 事務局

開催報告

情報法制研究所（JILIS）は、2021年9月29日（水）に『情報法制レポート』創刊記念セミナーをオンラインで開催した。本セミナーは、JILIS 創立5周年を迎えるにあたり、『情報法制レポート』を年2回（2月・8月）刊行するにいたったことを記念するものである。

ここでは、セミナー当日の様子を振り返ることとしたい。なお、文中意見にかかる部分は、筆者の意見であることをあらかじめ申し添える。

はじめに、鈴木 正朝氏（JILIS 理事長・新潟大学教授）が開会挨拶を行い、新雑誌の創刊は JILIS の活動を広く知っていただくことを趣旨とするものであると紹介した。また、厳正な査読を経た論文を収載する姉妹団体・情報法制学会（ALIS）の『情報法制研究』にも触れつつ、JILIS の『情報法制レポート』では論考を次々に発表し、問題を迅速に共有することで、社会のニーズや期待に応えるとともに、ALIS を補完する機能を果たす狙いがあると語った。



続く編集長挨拶のなかで小泉 真由子氏（JILIS 出版部 編集長）は、セミナー参加者に対し『情報法

制レポート』への投稿を広く呼び掛けた。また、今後の課題として企業への情報発信を挙げ、新しい各種施策を随時企画しているところであり、引き続き JILIS 全体の動きに注目してほしいと語った。

講演

セミナー前半では、板倉 陽一郎氏（JILIS 理事・弁護士）が「個人情報保護法の現在—令和3年改正法2倍速徹底解説」と題して講演を行い、個人情報保護制度の官民一元化を図る令和3年改正法を概観した。

はじめに、今年3年改正法の主なポイントとして、以下の4つが説明された。

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3法を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律における行政機関等にかかるルールを適用する
- ② 医療分野・学術分野における規制を統一するため、国公立病院・国公立大学等に対し、原則として民間病院・私立大学等と同様の規律を適用する
- ③ 学術研究目的にかかる適用除外規定について、従前の一律の適用除外ではなく、義務ごとに例外規定として精緻化する
- ④ これまで国・民間・地方の間で異なっていた個人情報の定義などを統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化する

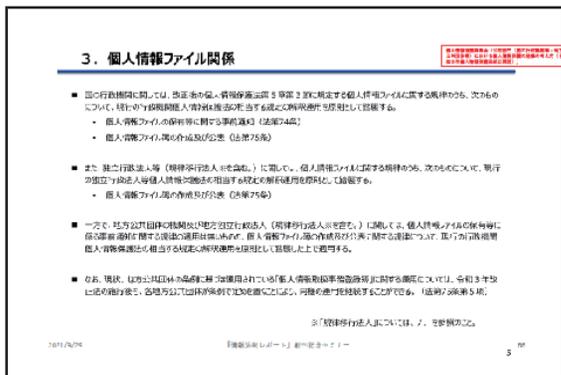
令和3年改正法は、国の行政機関・独立行政法人等に係る部分については令和4年4月1日に施行され、地方公共団体に係る部分についてはさらにその1年後に施行されることが想定されている。

板倉氏より、上記のポイントに沿って改正の詳細について説明があった。紙面の都合上すべてを紹介することは叶わないが、主だった内容を以下で紹介することとしたい。なお、当日の資料はJILISホームページ (https://www.jilis.org/events/data/20210929jilis_online-seminar-itakura.pdf)にて公開されている。

【①関連】3法統合による官民一元化については、これまで規制対象ごとにルールや所管が分かれていたところ、令和3年改正法により、民間のみを対象としていた個人情報保護法に行政機関、独立行政法人等、地方公共団体に関する規定が追加され、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化される。これにより、個人情報保護委員会は、国の行政機関や地方公共団体における個人情報等の取扱いについて監督権限を持つこととなる。

また、官民一元化にあたり、行政機関等にかかるルールについて、現行の行政機関個人情報保護法に相当する規定がある場合は原則としてその規定が踏襲される。一方、相当する規定が存在しない場合は、基本的に個人情報保護法の解釈・運用が行政機関等に対しても適用されることとなる。

前者については、個人情報ファイルに関する規律の踏襲が取り上げられた。特に地方公共団体について、公立病院のバックオフィス部門が首長部局内に位置付けられている場合があり、「個人情報ファイル簿」でもあり、個人情報データベースでもあるもの」が存在することとなるため、概念整理が必要だと課題を指摘した。



後者には、「不適正な利用の禁止（法63条）」「適正な取得（法64条）」「漏えい等の報告等（法

68条）」「外国にある第三者への提供制限（法71条）」「個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求（法72条）」等が含まれる。なお、行政機関等に対しても適用されることとなる規律には、個人情報保護法のルールと内容が一部異なっている部分もある。たとえば、「外国にある第三者への提供制限（法71条）」については、行政機関等に適用される場面は「利用目的以外の目的で保有個人情報を提供する場合」に限定されており、目的内提供の場合には当該規定が適用されないため、適用場面はそもそも少ないのではないかと示唆された。また、「個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求（法72条）」については、提供先で個人データとして取得することが想定される際、民間事業者は個人関連情報の提供について本人同意が得られているかを確認する必要があるが、行政機関等に対しては同様の確認を求めず、必要な措置を講じることを義務付けるにとどまっている。

【②関連】医療分野・学術分野における規制の統一については、国公立病院・国公立大学等の独立行政法人等に対し、基本的に民間事業者と同様の規律を適用するものである（なお、一元化の機に、民間事業者と原則として同様の規律を適用すべき独立行政法人等、地方公共団体の病院・大学等及び地方独立行政法人は「規律移行法人等」とされる。）ただし、個人情報ファイル簿の作成・公表義務等、行政機関等にかかるルールに一部準ずる部分もある。

従前、民間事業者である民間病院・私立大学等と、国公立病院・国公立大学との間で共同作業が継続的に行われているにもかかわらず、それぞれに対して適用される規律が大きく異なっていたことから、規律の不均衡を解消する狙いがある。

【③関連】これまで、学術研究機関が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合、一律にすべての義務が適用除外されていたが、安全管理措置等と保有個人データの開示等にかかる義務は学術研究の場合であっても適用されることとなり、利用目的による制限、要配慮個人情報の取得制限、第三者提供の制限に関しては例外規定が設けられることとなる。なお、例外規定の適用にあたっては、「学術研究目的で取り扱う必要がある」場合であって、「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」に当たらないことが必要とされる。

【④関連】地方公共団体関連では、令和3年改正法の検討段階から取扱いについて議論された死者

情報について、死者情報を条例により個人情報に含めて規律することは許容しないと個人情報保護委員会が明らかにしている。ただし、あくまで個人情報の定義・概念に含めることはできないという趣旨であり、概念外で保護することまでは禁じられていないと板倉氏は言及した。

また、令和3年改正法に基づく行政機関等にかかるルールは地方議会には適用されず、自律的対応が求められる。要配慮個人情報については、条例において要配慮個人情報に関して定めることはできるが、法に規定されたルールを越えて、取得や提供に関する独自規律を追加することは許容されない。

このほか、個人情報保護条例に存在しているオンライン結合制限規定についても許容せず、個人情報保護審議会等への諮問については、特に必要のある場合は諮問を行うことができるものの、取得や利用等について典型的に諮問を要件とする条例を定めることは認められない。

パネルディスカッション

セミナー後半では、鈴木氏の司会のもと、板倉氏、高木 浩光氏（JILIS 理事・産業技術総合研究所 主任研究員）を迎えてパネルディスカッションが行われた。

はじめに、三氏は、これまでに発生した個人情報保護に関連する問題や事案について振り返りを行った。その一部について、以下に紹介することとしたい。

古くTポイント共同利用問題(2012年)に遡ると、当時は経済産業省が個人情報保護法の解釈権を有しており、鈴木氏がその解釈の修正に尽力したという経緯を高木氏が回想した。鈴木氏は、在野の意見を聞いてくれるようになった端緒だったと述べた。

佐賀県武雄市の図書館貸出履歴問題（2012年）については、鈴木氏・高木氏が個人情報該当性の問題だったと振り返り、「番号単体では個人識別性がなく、個人情報ではない」という解説がされていたという当時の状況を鈴木氏が回顧した。高木氏は、昭和63年法（行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律）の資料を読み解いたところ、番号で処理しているのであれば当然に個人情報に該当するという意識が非常に強かったとし、過去資料の検索やオーラルヒストリー伝承の重要性を強調した。

JR東日本 Suica 履歴問題（2013年）については、委託形式で実施すればなんら問題がない内容だったと板倉氏が示唆した。高木氏も、本来は法律上のテクニカルな問題であったにもかかわらず、自分の情報をビジネスに勝手に利用されたくないという論点になってしまったと振り返った。鈴木氏は、JR東日本が最終的に公表した報告書で当該問題について触れられていなかったことに言及し、論点が法的問題ではなく周知・コンセンサス不足になってしまったと語った。

2014年のベネッセ個人情報流出事件について、板倉氏・高木氏ともに事案の内容としてはあくまで漏えいだとしつつ、板倉氏は、当時の主務大臣制の下では、名簿屋のような振興対象ではない産業について主務大臣が存在していなかったことが重要だったとし、個人情報保護委員会ができる後押しになったと語った。

また、データが海外に持ち出されるリスクが顕在化したパナソニックヘルスケアの海外投資ファンドへの株式売却に話が及ぶと、令和2年改正法にかかるガイドライン改正によりデータの所在地を公表することとなったため、一部法律上の手当がなされていると板倉氏が指摘した。



近時の事案としては、2019年の内定辞退予測問題が取り上げられた。高木氏は、令和2年改正法につながった事案だったといえるが、より本質的にはどういったデータによる個人の選別なら良いのかを考える必要があると示唆した。2021年のLINE問題に話が移ると、鈴木氏は経済安全保障の問題だと指摘したうえで、インハウス情報にかかるガイドラインの策定に取り組むJILISの研究タスクフォースの活動を紹介し、企業におけるスパイ活動の防止と個人情報保護が大きな論点になることから、事業者ベースでもしっかり対応する必要があると述べた。

過去から現在に話題を移し、名古屋市のGIGAスクール端末における操作ログ収集の問題が取り上げられた。板倉氏は、学校まわりの個人情報保護にかかる対応は非常に遅れており、令和3年改正

法により不適正な利用の禁止に関する規定が行政機関等に対しても導入され、個人情報委員会が勧告権限を持つことを指摘したうえで、不適切な対応については是正していく必要があると述べた。高木氏は、解決策として形ばかりの保護者同意で済まされている現状を指摘し、また、重要なのはログを分析して子どもの評価等にどう使うかという、データによる個人の選別の妥当性の問題であると語った。個人情報保護法のベースとなっている OECD ガイドラインでは、「利用目的の範囲内 (relevant to the purposes)」において利用されねばならないと記載されており、関係のないデータで評価されることが問題視されているにもかかわらず、日本法は同様の規定ぶりになっていないという問題を提起した。これに対し板倉氏は、AI 規則案において社会的プロファイリングとして禁止されている例として、関係のないスコアで評価することが挙げられていると述べた。

また、鈴木氏は、捜査の高度化の文脈で進んでいる、警察による SNS 分析を取り上げた。高木氏は、SNS から事案を検出することは許容されるが、一人一人を分析して「この人は罪を犯しそうだ」と評価することは許されないとし、板倉氏も、具体的な捜査と関係ないかぎり、不適正な利用の禁止に関する規定に基づき許容されないと指摘した。鈴木氏は、事前規制は困難であるため、個人情報保護委員会が事後的に監査するといったガバナンスの仕組みが必要なのではないかと示唆した。

また、板倉氏は、警察による個人情報の利用にも個人情報保護法が適用されている韓国の状況を紹介し、日本も捜査分野に適用したうえで十分に説明していけばよく、自分のデータが危うく使われかねない利用方法のような、言いづらい内容を説明することこそが一般的に重要だと語った。鈴木氏は、一般法で引き取る難しさを指摘し、刑事系は個人情報保護法と連携しつつ特別法の立法に踏み込めばよいのではないかと、刑事訴訟分野の今後の展開に期待を込めた。

最も直近に発生した JR 東日本の監視カメラ問題について高木氏は、日本では認証と認識 (識別) について正確に区別されて使われておらず、中身をよく理解したうえで議論する必要があると指摘した。

未来に向けては、令和 3 年改正法の附帯決議において「自己に関する情報の取扱いについて自ら決定できること (中略) の確保の在り方について検討」とされたことに高木氏が触れ、自己情報コントロール権等について分析を行い、論文化していきたいと語った。



板倉氏は、今後の実務的な課題として、日本法に controller / processor の概念がないことを挙げた。韓国・中国も同様の概念を持っていて、分けていないのは日本だけであり、次の見直しのタイミングで取り組むべきだと指摘した。世界的に GDPR のブリュッセル効果が効いており、分かりやすい概念で日本法を再構成しないと、なかなか理解してもらえないのではないかと懸念を表した。

過去・現在・未来を俯瞰したパネルディスカッションの締めくくりとして、鈴木氏は、引き続きいろいろなケースをベースに問題の所在を概観し、徐々に論文・書籍やセミナーという形でアウトプットし、また、次の立法に取り入れていただきたい具体案として提言していきたいと、今後の活動の抱負を語ってまとめた。

末尾となるが、開催に向けてご尽力いただいたすべての関係者に謝意を表し、本セミナーの開催レポートとしたい。

『情報法制レポート』創刊記念セミナー 「個人情報保護法 現在・過去・未来」

日時：2021年9月29日(水) 14:00～17:00

会場：オンライン開催

共催：情報法制学会 (ALIS)

プログラム

司会：小泉 真由子 (JILIS 出版部 編集長)

14:00～14:15	開会挨拶 鈴木 正朝 (JILIS 理事長・新潟大学 教授) 編集長挨拶 小泉 真由子
14:15～15:30	講演 「個人情報保護法の現在—令和3年改正法2倍速徹底解説」 板倉 陽一郎 (JILIS 理事・弁護士)
15:30～15:40	休憩
15:40～17:00	パネルディスカッション・質疑応答 「個人情報保護法の過去を振り返り、未来をしみりと語り合う」 司会：鈴木 正朝 パネリスト：板倉 陽一郎 高木 浩光 (JILIS 理事・産業技術総合研究所 主任研究員)
17:00	閉会